

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和 7 年 12 月 25 日川崎市川崎区公告第 141 号を次のとおり訂正します。

令和 7 年 12 月 25 日

川崎市川崎区長 山崎 浩

掲載した資料を訂正いたします。

- ・公売の詳細内容を追加。
- ・添付した国税徴収法抜粋の削除。

公 売 財 産	
公 売 保 証 金	別紙 「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり
見 積 価 額	
公 売 方 法	期間競り売り
公 売 参 加 申 し 込 み 期 間	令和8年1月8日（木）午後1時00分から令和8年1月26日（月）午後11時00分まで (紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。)
競 り 売 り 期 間	令和8年2月2日（月）午後1時00分から令和8年2月4日（水）午後11時00分まで (紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。)
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
売 却 決 定 の 日 時	令和8年2月5日（木）午前11時00分
売 却 決 定 の 場 所	川崎区役所保険年金課事務室
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和8年2月12日（木）午後2時30分
買 受 人 に つ い て の 資 格 及 び そ の 他 の 要 件	差押財産を換価される滞納者（その依頼人を含む。）、税務関係職員、国民健康保険関係職員、及び国税徴収法第108条第1項各号の規定に該当する者並びに川崎市暴力団排除条例に該当する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者は買受人の資格はありません。
そ の 他	別紙「その他の事項」のとおり
配 当 を 受 け る 者 の 権 利 の 申 出 に つ い て	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を区長あて申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、川崎区役所保険年金課に用意しております。

公売財産、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質、及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容	公売保証金	見積価額
川21-001	バイク 1台	70,000円	700,000円

そ の 他 の 事 項

1 インターネット公売の参加

インターネット公売に参加するには、川崎市健康福祉局インターネット公売ガイドライン及びK S I 官公庁オークションの利用に際しての規約・ガイドラインの内容を承諾し順守していくことが必要です。

2 買受人の制限

国税徴収法第92条の規定する者及び同法第108条第1項各号の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び競り売り又は入札に参加することができません。

3 公売財産の確認

競り売り又は入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、登記登録制度のあるものについては、関係公簿等を閲覧してください。

4 参加申込手続き

公売財産の買受けの申込みをしようとする者（以下、「公売参加者など」という。）は、まず「K S I 官公庁オークション」のウェブサイト上で新規会員登録を行っていただき、その後、入札希望物件等の公売参加申込期間において、上記ウェブサイト中の公売物件入札申込画面にて所定の公売参加申込手続きが必要です。

5 公売保証金の納付

公売保証金をクレジットカードにより納付する場合は、公売参加者などの名義（公売参加者などが、法人の場合は当該法人の代表者名義、代理人の場合は代理人名義）のクレジットカードによる納付に限ります。

また、公売保証金の納付を要する財産については、公売保証金納付後でなければ、公売に参加できません。

6 買受けの申込み

競り売りに係る買受けの申込みは、競り売り期間中であれば何度でもできます。

入札に係る買受けの申込みは、入札の期間中に一度のみ可能です。

なお、一度行った買受けの申込みは、取り消しや変更ができません。

7 最高価申込者の決定

見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札終了後に最高の価額による入札者を最高価申込者と決定します。ただし、追加入札終了後も最高の価額での入札者が複数存在する場合は、くじで最高価申込者を決定します。

また、2人以上が同額の入札価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。

なお、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者の落札価額を公売システム上に一定期

間公開することによって告げるとともに、落札者本人には落札を通知するメールが会員登録を行ったメールアドレス宛に届きます。

8 消費税相当額について

公売財産の見積価額、最高価申込価額及び売却価額に消費税相当額を含みます。

9 公売保証金の返還

最高価申込者あるいは次順位買受申込者とならなかった場合は、公売終了後に公売保証金を返還します。

10 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、売却区分番号ごとに最高価申込者に対して行います。また、次順位買受申込者に売却決定を行う場合は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

売却決定価額は、落札価額（最高価申込価額）とします。

なお、最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合には、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。次順位買受申込者などの売却決定価額は、次順位買受申込者などの入札金額を売却決定価額とします。

11 売却決定の取消し

次に該当する場合には、売却決定を取り消します。

- (1) 売却決定後、買受代金の納付前に滞納保険料等の完納の事実が証明されたとき。
- (2) 買受代金をその納付期限までに納付しないとき。
- (3) 国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

なお、上記(1)の場合に限り、納付された公売保証金を返還します。

12 公売財産の取得時期等

買受人は、買受代金を全額納付したとき（農地等の一定要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされたとき）に公売財産を取得します。

買受代金納付後に生じた財産のき損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

公売財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。

公売財産が不動産の場合、川崎市は引渡しの義務を負いません。

13 瑕疵担保責任

川崎市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。

14 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告に記載した買受代金納付期限までに、買受代金の全額（売却価額から公売保証金を差し引いた金額となります。）を、指定する口座への振込、現金書留による送付（金額が50万円以下の場合に限ります。）、為替証書（発行日から起算して、175日を経過していないものに限ります。）による納付、又は現金若しくは

銀行振出の小切手（電子交換所に加入している銀行が降り出したもので、振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。）を直接持参により納付してください。

15 適格証明書（インボイス）の交付

公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、川崎市が適格証明書（インボイス）を発行します。

16 権利移転の手続等

権利移転に登記又は登録が必要な公売財産について、買受人はその登記又は登録に必要な書類を提出し、川崎市に登記又は登録の請求を行ってください。

なお、その権利移転等に係る費用等は買受人の負担となります。

また、買受人が自ら登録等を行う財産の場合は、速やかに登録等の手続きを行ってください。

17 公売システムについて

本公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム（以下「公売システム」といいます。）を利用して行います。

公売システムの利用に関して公売参加者及び入札者に損害が生じた場合、川崎市は責任を負いません。

公売システムによる入札方法等の詳細は、「川崎市健康福祉局インターネット公売ガイドライン」で確認してください。なお、「川崎市健康福祉局インターネット公売ガイドライン」は、川崎市ホームページで確認できます。

公売参加申込期間及び入札期間には、公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。

18 その他

公売公告兼見積価額公告の内容は、川崎市川崎区役所保険年金課又は川崎市健康福祉局収納管理課で閲覧できます。